

# 悩んでいませんか？ 職場のセクシュアルハラスメント

セクハラを受けて上司に相談したけれど、何も対処してくれない。

セクハラを受けただけれど、どこに相談したらいいのかわからない。

セクハラを拒否したら、嫌がらせがはじまった・・・

「結婚はまだ？」と同性から聞かれるけど、セクハラ？



まずは『雇用環境・均等室』にご相談ください！

随時ご相談をお受けしています。

事業主は職場におけるセクシュアルハラスメントを防止する義務があります。



(男女雇用機会均等法第11条および指針)

事業主は、職場のセクシュアルハラスメントを防止するため、セクシュアルハラスメントがあってはならない旨を周知したり、相談窓口を設けたり、相談に適切に対応すること等が義務となっています。

午前8時30分～午後5時15分

土、日、祝日、年末年始を除く

☎ 0857-29-1709

※相談無料、秘密厳守



鳥取労働局雇用環境・均等室



# 職場におけるセクシュアルハラスメントとは・・・

## 男女雇用機会均等法では、

- 1 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること（対価型セクシュアルハラスメント）
- 2 性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシュアルハラスメント）

を言います。また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントが発生する原因や背景になることがあります。

相談



## 鳥取労働局雇用環境・均等室

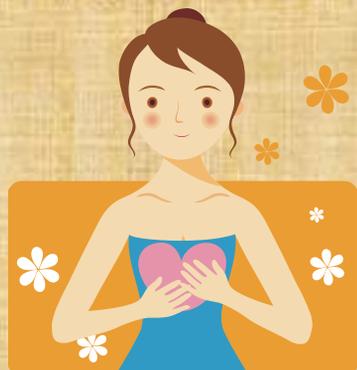
### 男女雇用機会均等法

- ①労働局長による援助
- ②機会均等調停会議による調停
- ③法違反のある事業所に対する行政指導



解決

男性がセクシュアルハラスメントの被害者になるケースもあります。また、同性からセクシュアルハラスメントを受けるケースもあります。「男性ならこれくらい我慢しなければ」と思わずに相談してください。



男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業、パートタイム労働 に関するご相談は



厚生労働省

鳥取労働局雇用環境・均等室

[http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou.html](http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html)

鳥取市富安2-89-9 tel:0857-29-1709

受付時間：8時30分～17時15分  
(土・日・祝日・年末年始除く)